

2020年4月8日

## 新型コロナウイルス感染症に関する支払遅延通知の 特別措置について

いつも弊社の取引信用保険をご利用頂きまして誠にありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、以下の特別措置を実施しております。

新型コロナウイルスの影響によって、支払遅延のご通知が、指定された期日までに行えない場合、指定された期限に対して更に 60 日間の猶予期間を設定しております。

上記の特別措置は即日開始し、ただし前日(4月7日)までに支払い遅延通知期限が到来しているものは除きます。また、状況に応じてこの猶予期間を変更することもございます。

保険契約者様が取引先企業の支払不履行を確認された場合、保険契約で設定されている本来の最長決済期間を超えて、更なる品物の出荷やサービスの提供に対しましては、てん補を致しません。

何れの場合につきましても、まずは弊社の営業担当にご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

営業関連のお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または東京オフィス:03-5402-6100／大阪オフィス:  
06-6121-8880

支払遅延の通知や保険金請求に関するお問い合わせは:

[marketingjp@coface.com](mailto:marketingjp@coface.com) または電話:03-5402-6105

以上